PRESTÍA
SMBC SMBC信託銀行

当座預金口座取引規約

当行と当座預金口座取引（以下「当座取引」といいます。）を行うにあたっては、預金者は、一般規約のほか、この当座預金口座取引規約（以下「当座規約」といいます。）にしたがうものとします。一般規約の規定と当座規約の規定が矛盾する場合は、当座規約の規定が優先するものとします。

取引規約等において定義された用語は、別途定義されない限り、本規約（規定）においても同じ意味を持つものとします。

第 1 条 取引開始条件

預入通貨は日本円のみとし、また口座開設時の預入金額は 10 万円以上とします。

第 1 条の 2 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第 10 条第 1 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 10 条第 1 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするとともに、当該預金者との預金口座取引を制限もしくは停止できるものとします。

第 2 条 預入および払戻等

1. 預金者は、口座間の振替による預入を、当行のいずれの国内支店においても行うことができるものとします。ただし当行は、現金、トラベラーズチェック、小切手等による預入については、当該業務を取扱う国内支店においてのみ取扱います。また、当行と預入業務について提携している金融機関の自動機より行うキャッシュカードによる預入については、別途定める「SMBC 信託銀行バンキングカード規定」にしたがうものとします。
2. 払戻は、これを取扱う当行国内支店の窓口において行うか、キャッシュカードを保有する個人の場合には当行と提携している自動機を使用してキャッシュカードにより払戻すか、または電話もしくはプレスティア オンライン、プレスティア モバイル、その他の方法により他口座の預金等へ振替えるか、いずれかの方法によるものとし、なお以下の規定に従うものとします。
   (1) 当行は、国内支店の窓口における払戻請求については、小切手または払戻請求書に押捺もしくは記入された印影もしくは署名とあらかじめ届出済の印鑑もしくは署名鑑とが一致した場合、または暗証番号読取機に入力された暗証と届出済の暗証が一致した場合に限りこれに応じます。
   (2) 当行は、自動機による払戻請求については、自動機操作の際に使用された暗証と届出済の

暗証とが一致した場合に限りこれに応じます。なお、キャッシュカードによる払戻については、当行が別途定める「SMBC 信託銀行バンキングカード規定」によるものとします。

(3) 当行は、電話による払戻については、電話を通じて入力された暗証と電話取引用暗証番号が一致した場合、または当行が別途定める方法によって本人確認を完了した場合に限りこれに応じます。なおこの場合、当行は、小切手の呈示を要しないとすることができるものとします。

(4) 当行は、プレスティア オンラインまたはプレスティア モバイルによる払戻請求については、通信機を通して入力されたプレスティア オンラインおよびプレスティア モバイル用ユーザーID とパスワードが、登録されたそれぞれと一致した場合（別に当行が指定する条件があれば、それに合致した場合を含みます。）に限りこれに応じます。なおこの場合、当行は、払戻請求書または小切手等の提出を要しないとすることができるものとします。

3. この預金口座については約束手形は発行しません。

4. 当行は、当行の国内支店または他の金融機関を通じてこの預金口座に振込があった場合は、当行でこの預金口座に入金処理が完了した後でなければ、支払資金としません。

5. 小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

6. 小切手が支払のために呈示された場合、この預金口座から支払います。なお、

(1) 支払にあたっては、小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。

（2） 小切手が手形交換所を通じて支払呈示された場合、当日の午後 3 時の預金残高を支払可能残高として取扱います。

7. 小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用し、以下の通りとしてください。

(1) この預金口座から支払をした小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。

(2) この預金口座から支払をした小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

(3) 前号の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

8. 小切手として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます。）を、相当の注意をもって前項の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この規定及び別に定める小切手用法に違反したために生じた損害についても、同様とします。

第 3 条 預金利息

当行は、この預金には預金利息は付けません。

第 4 条 過振りの取扱

1. 一般規約第 6 条にかかわらず、当行が当行の裁量により払戻可能額を超えて払戻を行った場合には、預金者は、当行の請求があり次第直ちにその不足金を支払うものとします。
2. 前項の不足金に対する損害金の割合は年 14.0%とし、当行所定の方法により計算するものとします。
3. 当行は、第 1 項により当行が払戻をした後にこの預金口座に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
4. 第 1 項による不足金および第 2 項による損害金が支払われない場合には、当行は、預金その他預金者が当行に対して有する債権をもって、その支払期限にかかわらずいつでも相殺することができるものとします。
5. 第 1 項による不足金がある場合、この預金口座に受入れまたは振込まれた証券類については、当行は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第 5 条 振出日漏れの小切手の取扱

1. 当行は、振出日の記載のない小切手が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
2. 前項の取扱いによって預金者にいかなる損失、損害または諸費用等が発生しても、当行に過失がある場合を除き、当行は一切責任を負いません。

第 6 条 線引小切手の取扱

線引小切手が呈示された場合、その裏面に当行に届出済の振出名義人の署名または印影と一致する署名または印影があるときは、当行は、その持参人に支払うことができるものとし、そのために小切手法第 38 条第 5 項の規定による損害が生じても、当行に過失がある場合を除き、一切その責任を負いません。当行は、第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

第 7 条 支払停止の指示

1. 預金者は、当行所定の書面をもって届出ることによって、当行に支払停止の指示をすることができるものとします
2. 支払停止後にこの預金口座の小切手が支払呈示されても、当行は、何らの支払義務を負いません。

第 8 条 解約後の支払呈示

解約後にこの預金口座の小切手が支払呈示されても、当行は、何らの支払義務を負いません。

第 9 条 個人信用情報センターへの登録

（削除）

第 10 条 解約等

1. 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの当座取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの預金口座を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それが預金者の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものとして、この預金口座は解約されるものとします。
   ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
   ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
      A. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
      B. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
      C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
      D. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
      E. 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
   ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
      A. 暴力的な要求行為
      B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
      C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
      D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
      E. その他 A から D に準ずる行為
2. 前項以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本預金口座を解約すべきと判断した場合、本預金口座は解約されます。
3. 前 2 項により預金口座が解約され残高がある場合には、当行は、当該金額の指図人払小切手を預金者に郵送することで預金者に対するすべての責任を免れるものとします。また貸越元利金その他当行に対する債務が残る場合には、それを他に譲渡できるものとします。
4. 当行が本条により当座取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、預金者がそれらを負担します。また、当行は、本条による解約によって預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

第 11 条 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

1. この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
   ① 当行ウェブサイト（休眠預金に係る異動事由）に掲げる異動が最後にあった日
   ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
   ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から 1 カ月を経過した場合（1 カ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
   ④ この預金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日
2. 第 1 項第 2 号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
   ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
   ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと：当該支払停止が解除された日
   ③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと：当該手続が終了した日
   ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）：当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

第 12 条 休眠預金等代替金に関する取扱い

1. この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
2. 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
3. 預金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
   ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利息の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
   ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）

③　この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

④　この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

4.　当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

①　当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

②　この預金について、第 3 項第 2 号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

③　前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

第 13 条 手形交換所規則による取扱い

1.　この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。

2.　関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、その緊急措置に従って処理するものとします。

3.　前号の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 14 条 正文

当座規約については、邦文および英文が存在し、その内容に齟齬がある場合は、邦文を優先します。

〔小切手用法〕

1.　この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座預金にかぎり使用し、他の当座預金に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。

2.　小切手のお振出しにあたっては、当座預金の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。

3.　小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名押印に際しては、当店へお届出の印鑑または署名を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

4.（1）金額は所定の金額欄に記入してください。

（2）金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「，」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。

(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

(4) 金額欄には、第２項または第３項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に記名押印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届出の印鑑または署名を押印または記入してください。ただし、訂正の記載や押印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。

6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。

7. 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりただちに届出てください。

8. 自署だけによるお取引の場合は、記名押印にかえ自署してください。

【金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧】

	1			2				3		4			5		6		7			8		9		10		100			1,000			10,000	
漢数字	壹	壱	弐	弐	弐	貳	貳	参	參	四	肆	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	佰	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以上、当座預金口座取引規約は、2025 年 1 月 6 日より適用します。

株式会社SMBC信託銀行

規約 03（日）2501